大紀町地域公共交通総合連携計画



大紀町 平成20年10月

目 次

はじめに		
大紀町新交	通体系策定の経緯	2
<i>^^^ ∧ → → →</i>		
	:紀町の公共交通体系についての現状	
	「の現状 】	
	の公共交通機関 】	
【 .大紀町	集落位置図 】	4
【 .大紀町	·で行っている交通施策の現状 】	9
【 .既存交	通体系概要図 】	10
第2章 公	♪共交通体系についての分析	14
【 .大紀町	· で行っている交通施策についての実態調査 】・	14
	通についての課題 】・	
	ンケート調査等の実施状況 】・	
笠っ辛 並	「六済は万供祭に関すっせるナ	4.0
	所交通体系構築に関する考え方	
	交通体系構築の基本的なスタンス	
	:交通体系の全体像 】・	
【・新たな	·交通体系図 】·	19
第4章 大	、紀町地域公共交通総合連携計画	20
【 地域公	·共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進	
	に関する基本的な方針 】	20
【 地域公	·共交通総合連携計画の区域 】	20
	·共交通総合連携計画の目標 】	
	達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項 】.	
	・共交通総合連携計画書の計画期間 】	
	新交通体系概要図 】	
.	atul	
【 参考資料		
大紀町地均	域公共交通協議会に関連する協議・検討の経過・	35

・・・・はじめに・・・・

近年、少子高齢化や過疎化の進行、また、マイカー等の普及によるモータリゼーションの進展等により、公共交通機関の利用者数は年々減少しており、当町においても例外ではありません。特に、既存の交通機関の廃止等による交通空白地域の増加や厳しい財政状況の下、地域の公共交通を巡る環境は極めて厳しい情勢になっています。

しかしながら、高齢者、障害者、高校通学者など、他に移動手段をもたない人にとって地域内の公共的交通手段への需要は決してなくなるものではなく、今後の高齢社会の到来、生活圏の拡大化、環境問題への配慮など、町民生活における様々な観点から、社会の要請に応え、地域公共交通の充実、運行体系の再編整備と維持確保を図っていくことは、町としての主要な責務であると考えます。

これらの社会情勢の変化と、町民ニーズに的確かつスピーディーに対応 するため、地域の公共交通を担う町民、交通事業者及び交通関係機関や行 政が、相互に連携、協力しながら、公平で利便性が高く、効率的で安全・ 安心な運行を同時に図るという共通理念にたち、新たな公共交通体系ネッ トワークの構築を進めることが必要であります。

このようなことから、町民の日常生活の移動手段を支える地域公共交通のあり方として、町全体の公共交通機能を充実させ、それぞれ地域のもつ特性・実情に合ったサービスの提供に努めるとともに、各地域の交通の不便な状態の改善・解消・補完を基本とした、総合的で計画的な公共交通政策の展開を図ることを目的に、本町における公共交通の目指すべき方向性を明確にし、その実現に向け具体的施策を示すため本計画を定めるものであります。

・・・大紀町新交通体系策定の経緯・・・

新交通計画策定の背景

平成17年2月に大宮町、紀勢町、大内山村の合併により誕生した大紀町において、合併前の旧町村それぞれの地域事情や特色において実施されていた交通施策を合併後においても継承しているため、町民への交通サービス内容や受益者負担などに較差が生じていることもあり、合併し大紀町という新たな行政区域において、公平かつ効率的で利便性の高い新交通体系の構築が望まれました。



地域公共交通体系アンケート調査等の実施(H18.4~)

大紀町地域公共交通に関する現状分析調査資料の作成。



連携

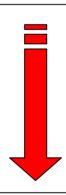
大紀町地域公共交通協議会(H18.11~)

大紀町における交通体系の現状及び課題 を把握し、意見交換会と協働の下、地域交通 の維持・発展について協議・検討を行う。



地域公共交通意見交換会(H19.5~)

町民にとって重要又は直結した事項の協議、調査、集約、調整を諮り総意の下、意見を構築する。





大紀町交通体系計画(H20.4 策定)

既存の民営バスやJRなどの公共交通機関を主体とし、それぞれを補完する 各種運行や施策による総合的な地域交通のネットワーク化を図る計画。



連携

大紀町地域公共交通協議会(H20.10~)

「道路運送法」に規定する協議会と「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に規定する協議会の双方の役割を兼ねる法定協議会として位置づけ。



地域公共交通意見交換会(H20.7~)

町民及び旅客の代表として地域公共交通 に関する事項の協議、調査、集約、調整を 諮る具体的な機関。



地域公共交通総合連携計画 (H20.10 策定)

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画であり、旧地域公共交通協議会で策定・答申された、「大紀町交通体系計画」を「大紀町地域公共交通総合連携計画」として位置づけ。

第1章 大紀町の公共交通体系についての現状

【 .大紀町の現状 】

大紀町は平成17年2月14日に、大宮町・紀勢町・大内山村の2町1村が合併したことにより誕生しました。

三重県の中南部に位置した東西24.8 Km、南北26.3 Km、面積233.5 4 Km2で森林が全体の91%を占めていることから中山間部が大部分を占めますが、熊野灘に面した漁港を持つ海岸部の大きな集落もあります。

人口は1万1千人余りで、高齢化率は36%を越えている高齢地域であり、小さな集落が点在し、過疎化・少子化が顕著で財政力も県下で最小であるなど、労働や生活等の経済基盤の薄い地域でありますが、山・川・海の自然に恵まれ、歴史・伝統に育まれた地域でもあります。

交通の大動脈は、町を縦貫する国道42号とJR紀 勢本線及び町内に終点を持ち、更に南部へ延長中の高 速道路を基幹に、町内の各集落を結んでいる県道・町 道から構成されており、移動手段の大部分は自動車に 依存している状況となっています。



【 .大紀町の公共交通機関 】

(JR紀勢本線)

大紀町南部に位置する4つの駅と、本町に隣接した大台町内に町民の利用が想定できる4つの駅がありますが、特急の停車する大台町の三瀬谷駅を除き、上り下り共に1日9本の運行となっています。

(三重交通バス)

旧町村単位で国道42号線沿線に数箇所づつ停留所がある南紀特急バスは、松阪市及び津市方面行きを含めて、上り下り共に1日9本の運行がされています。また、海岸部の錦地区からは国道260号を走る紀北町紀伊長島駅までの1日4便が運行されています。

尚、停留所は限定されるものの、南紀地域から東京・名古屋方面への高速バスの利用も可能となっています。

(タクシー事業所)

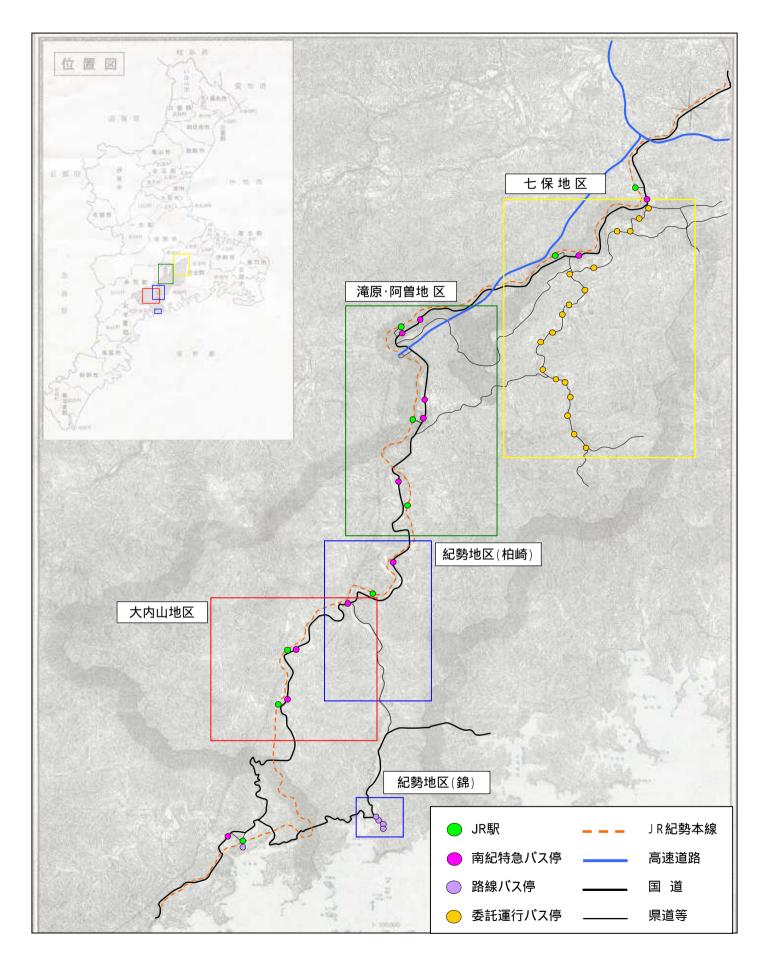
町内を営業区域とするタクシー事業所が大宮地区に2事業所あり、高齢者等を中心とした 地域内の移動手段の確保に貢献されているとともに、大宮地区の高齢者等外出支援事業の協 力機関にも指定されています。

(福祉有償運送事業所)

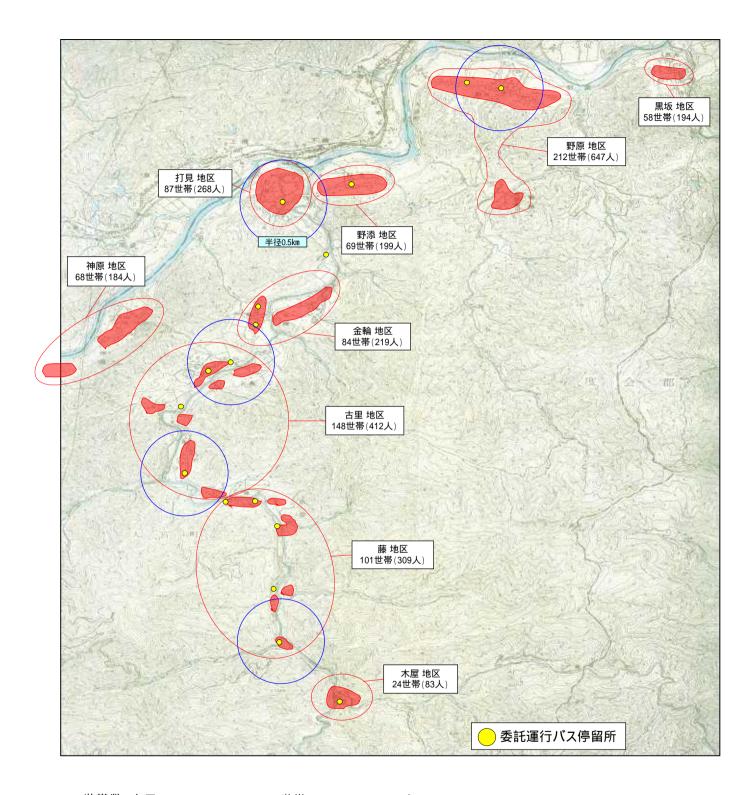
町内を移送の区域とした福祉有償運送事業所は、町内の事業所と紀北町を所在地とした事業所の2事業所が許可されており、要介護者の通院に貢献されています。

【 .大紀町集落位置図 】

大 紀 町 集 落 位 置 図



七保地区 集落所在図



世帯数・人口 851世帯 2,515人

集落の態様 数十戸から200戸程度の集落が県道沿いや、谷あいに点在している

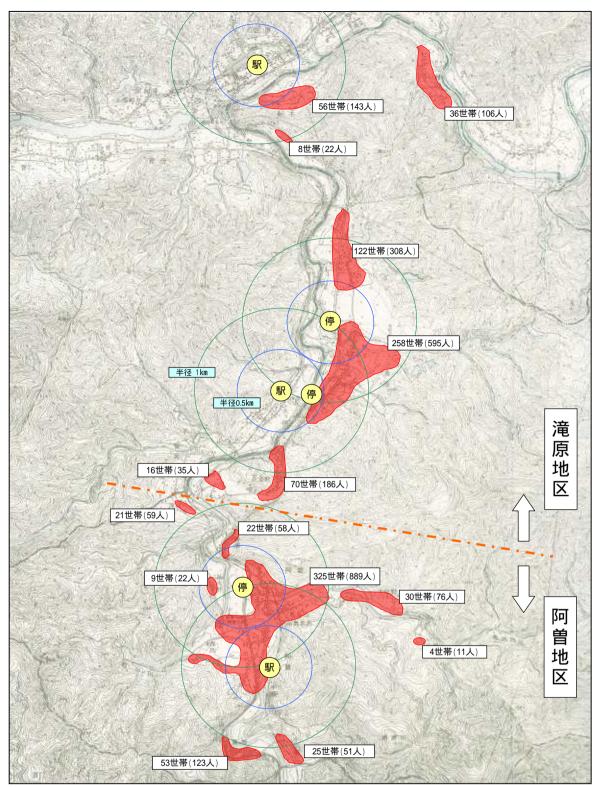
地区内に駅はなく、打見地区から1.5kmほど離れた大台町内の川添駅か、野原地区か

ら2.5kmほど離れた大台町内の栃原駅が最寄の駅となる。

バ ス 停 旧21条の委託運行バスの停留所が地区内に17箇所ある。

バス停から半径0.5kmの範囲 地区の85%程度の世帯が所在 バス停から半径1kmの範囲 地区の85%程度の世帯が所在

滝原・阿曽地区 集落所在図



	世帯数·人口	566世帯 1,395人		世帯数·人口	489世帯 1,289人
滝	集落の態様	国道42号沿いのまとまった集落と、 宮川沿いの数十戸の集落からなり、 集落数としては比較的少ない。	冏	集落の態様	国道42号沿いのまとまった集落と、 山あいの数戸から数十戸の集落で なりたっている。
原	J R 駅	滝原地区の南部に面した大台町内 の滝原駅と北部に面した大台町内 の三瀬谷駅がある。	曽	J R 駅	地区の南部に阿曽駅がある。
地区	バ ス 停	中心集落中央の国道沿いと比較的 近い位置の滝原宮前の2ヶ所に南 紀特急バス停がある。		バ ス 停	地区の北部に南紀特急バス停があ る。
	駅等から半径 0.5km の範囲	地区の33%程度の世帯が所在	X	駅等から半径 0.5km の範囲	地区の46%程度の世帯が所在
	駅等から半径 1 km の範囲 地区の68%程度の世帯が所在			駅等から半径 1 km の範囲	地区の72%程度の世帯が所在

紀勢地区 集落所在図

柏 11世帯(26人) 4世帯(8人) 祫 26世帯(61人) 半径 1km 153世帯(387)人) 24世帯(64人) 地 停 X 24世帯(51人) 半径0.5km 17世帯(41人) 22世帯(49) 94世帯(229人) 駅 50世帯(130人) 15世帯(34人) 57世帯(134人) 25世帯(70人) 停 75世帯(187人) 74世帯(126人) 16世帯(39人) (柏崎地区) 33世帯(79人) 世帯数·人口 779世帯 1,896人 集落の態様 数十個単位の集落が国道沿い や谷あいに点在している。 地区の中央に柏崎駅がある。 R 駅 31世帯(96人) バス停 地区の北東部と西部の2ヶ所に 南紀特急バス停がある。 16世帯(55人) 駅から半径 地区の48%程度の世帯が所在。 0.5kmの範囲 駅から半径 地区の73%程度の世帯が所在。 1kmの範囲 12世帯(30人)

1,002世帯(2,446人) 停 半径0.5km 停 停 電密集

錦

地

 \overline{X}

(錦地区)

世帯数·人口 1,002世帯 2,446人

集落の態様 離れた所に所在している民家も あるものの、ほとんどが狭い地

域に集中し、一つの集落となって

いる。

地区内にはなく、10km程離れた R 紀北町内の紀伊長島駅か、12km

程離れた柏崎地区の柏崎駅が

最寄の駅となる。

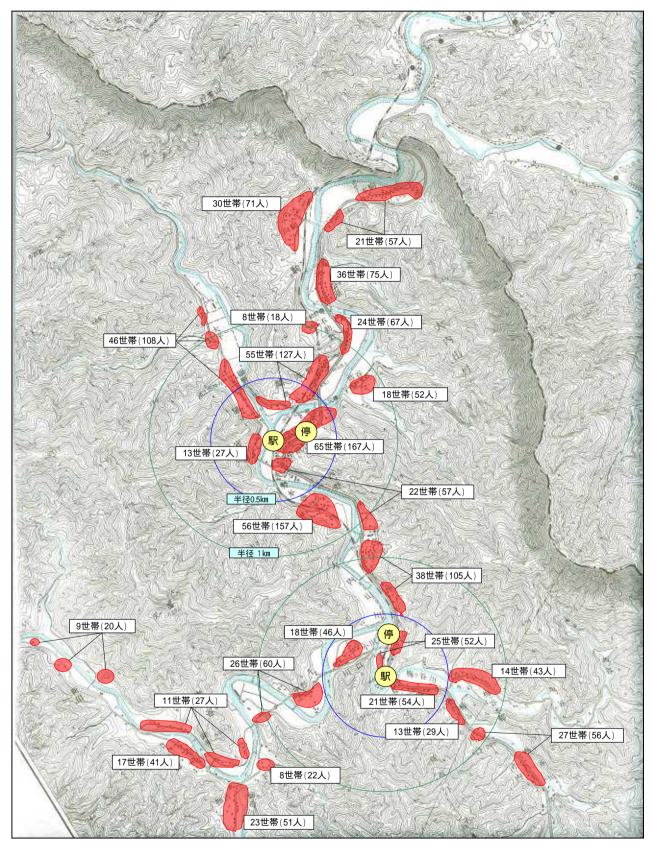
停 紀伊長島駅行き路線バスの停 バ ス 留所が地区内に4ヶ所ある。

バス停から半径 地区の92%程度の世帯が所在

0.5 km の 範 囲

バス停から半径 地区の全世帯が所在 1 km の 範 囲

大内山地区 集落所在図



世帯数・人口 631世帯 1,560人

集落の態様 数十戸単位の小集落が広い範囲で国道42号沿い及び谷あいに点在している。

J R 駅地区のほぼ中心部の大内山駅と、南部の梅ヶ谷駅の2駅がある。バ ス 停2ヶ所の駅に近い国道42号沿いに南紀特急バス停留所がある。

駅等から半径0.5kmの範囲 地区の23%程度の世帯が所在 駅等から半径1kmの範囲 地区の58%程度の世帯が所在

【 .大紀町で行っている交通施策の現状 】

合併前の旧大宮町、紀勢町、大内山村それぞれが独自に行っていた交通行政は格差を生じているものの、合併までの短期間で調整を行うことは困難であったことから、合併協議会では3年以内に調整を行うこととし、旧町村での体系をそのまま引き継いでおり、その現状は次のとおりとなっています。

(大宮地区)

- ・七保地区自主運行バス [利用料金は路線バス運賃] 木屋から栃原駅までの運行 1日4便 毎日運行 利用対象者は、一般町民
- · 高齢者外出支援助成事業

大宮地区に在住している高齢者等に対するタクシー利用料の一部助成(利用券の交付) 交付対象者は65歳以上の町民及び身障者等(基準等級以上の者) 交付内容は年間あたり300円の助成券を48枚限度として交付

(紀勢地区)

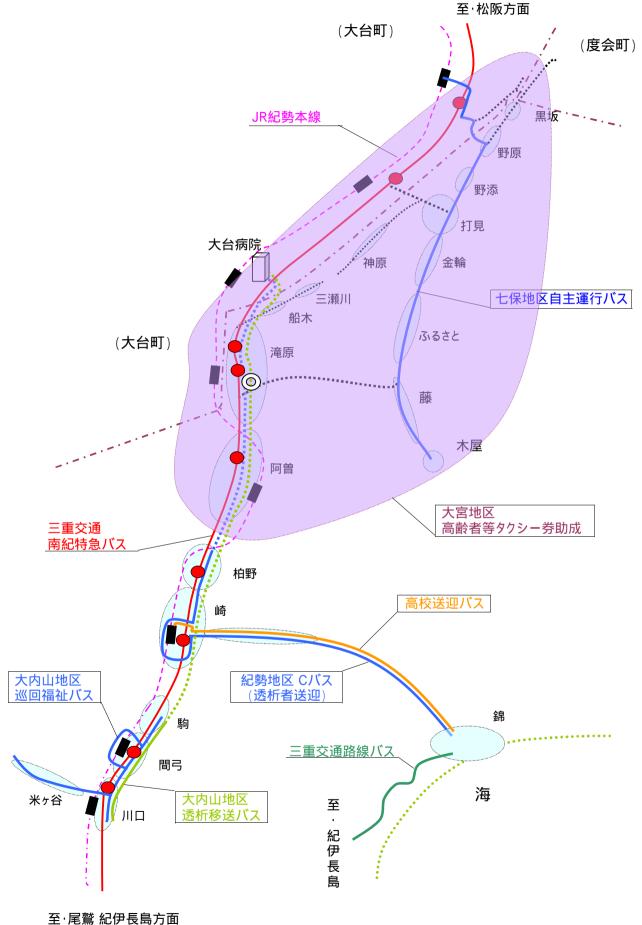
- ・紀勢地区 C バス [利用料金は無料] 錦地区から柏崎地内を経由し、隣接町(大台町)の大台病院まで運行 1日2便 月から金曜日の週5日の運行(木曜日のみ町内巡回運行) 利用対象者は、人工透析通院者と主に一般通院者
- ・紀勢地区高校送迎バス [利用料金は無料] 錦地区から柏崎駅まで、松阪方面高校通学者の送迎のため運行 1日1送迎 月から金曜日までの朝の送り、夕の迎えの運行 利用対象者は、松阪方面に通学する主に錦地区高校生

(大内山地区)

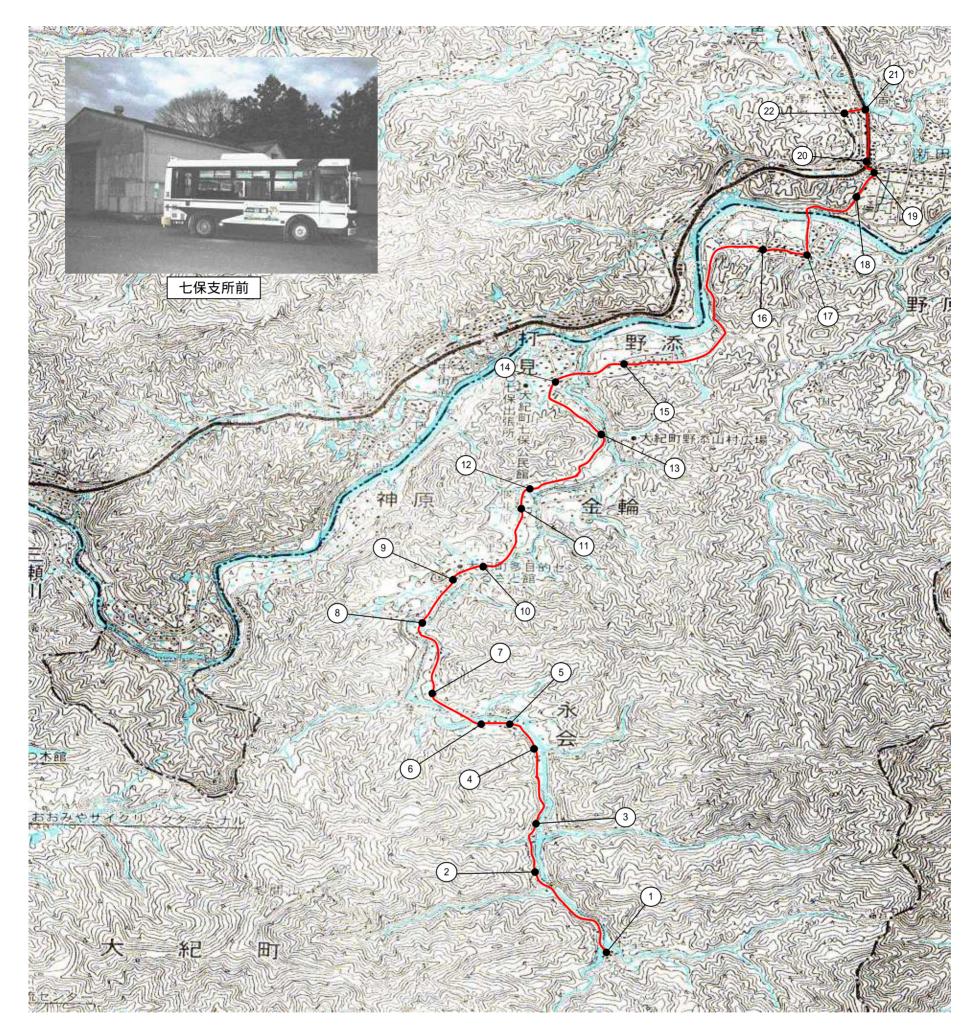
- ・大内山地区巡回福祉バス [利用料金は無料] 通院、買い物などの利用を目的とした大内山地内の巡回運行 1日2便 水と金曜日の午前中の運行 利用対象者は、一般町民であるが主に高齢者が利用
- ・大内山地区移送バス [利用料金は無料] 大内山地区から大台病院までの人工透析通院者の送迎のための運行 1日1送迎 火、木、土曜日の午前の透析を対象に運行 利用対象者は、大台病院での人工透析通院者で車椅子での利用も可

【 . 既存交通体系概要図 】

既 存 交 通 体 系 概 要 図



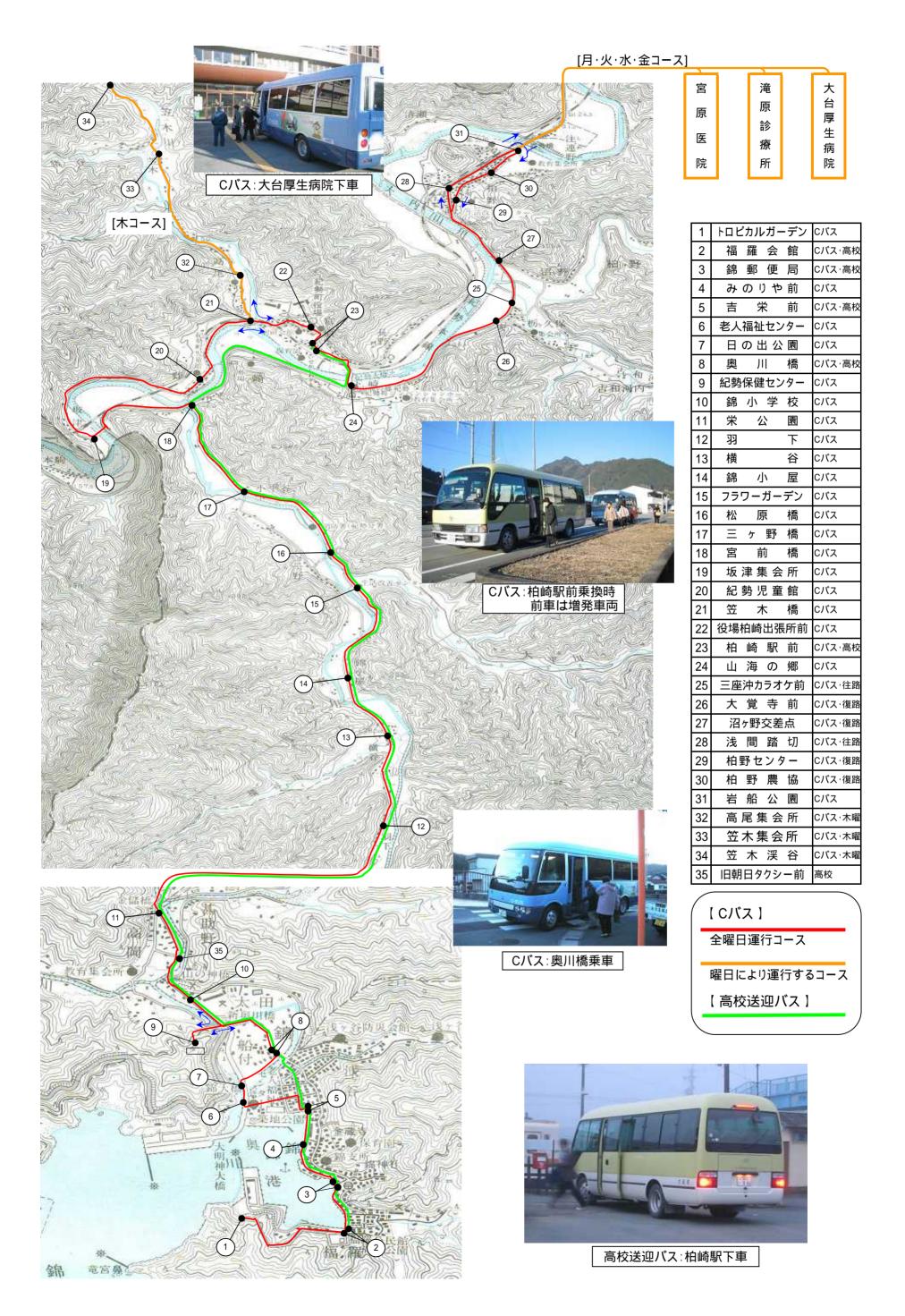
主 化烏 心伊伐岛万四

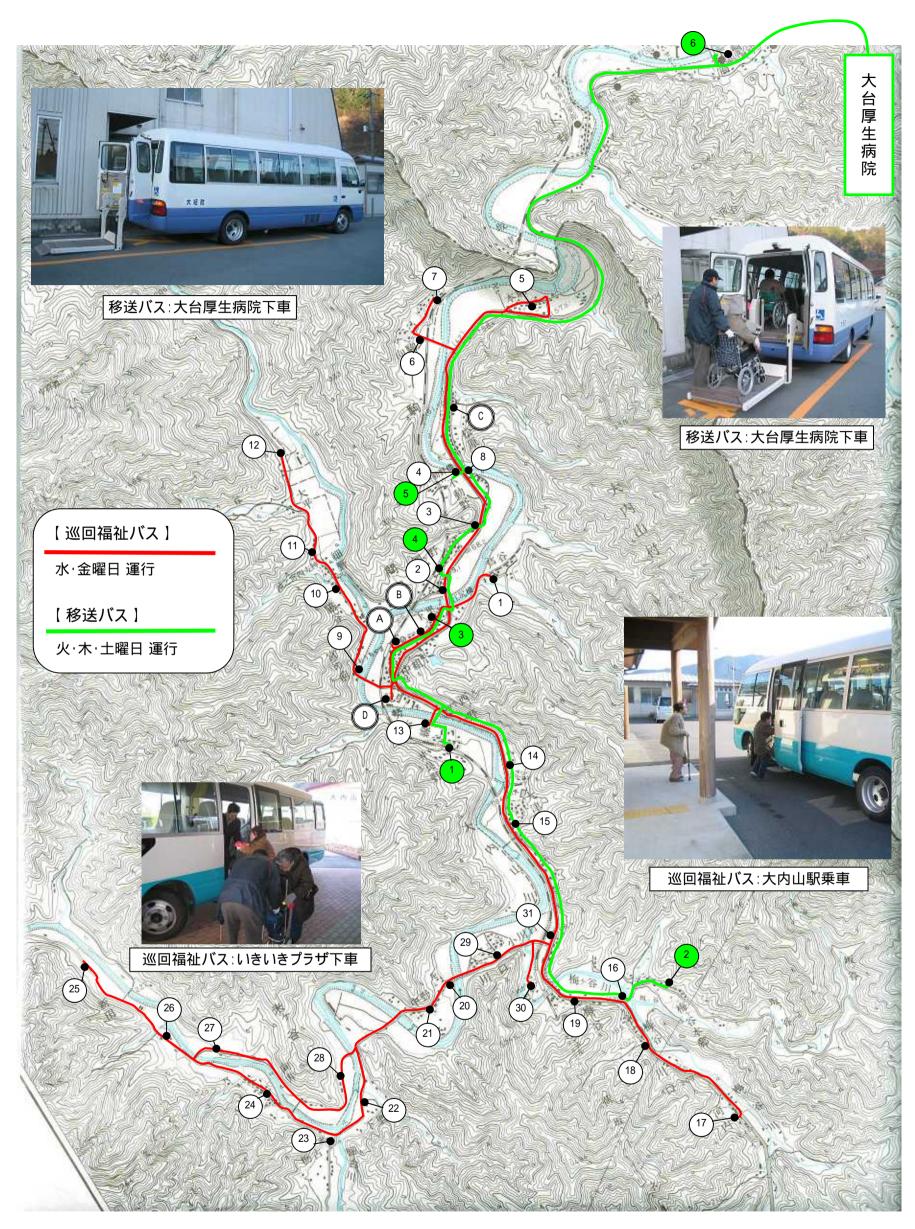




栃 原 駅 前

1	藤木屋	12	櫃 井 原
2	横谷	13	山村公園
3	板 取	14	七保支所前
4	成 谷	15	野 添
5	第3小学校前	16	西 野 原
6	藤	17	野 原
7	八 ヶ 野	18	協和中学校前
8	野 登 瀬	19	新 田
9	第2小学校前	20	茶 屋
10	下 古 里	21	栃 原 駅 口
11	金輪	22	栃 原 駅 前





大	大内山巡回福祉バス停留所一覧																		
NO	停留所	NO	停留所	NO	停	留所	NO	停	留所	NO	停	留	所						
Α	大内山駅前	8	旧不動野橋入口	B 大野医院様前		21	服部克樣宅前		31	梅ヶ谷	梅ヶ谷三交バス停								
В	大野医院様前	В	大野医院様前	A 大内山駅前		22	米ヶ谷町営住宅前		D	いき	いきいきプラザ								
1	小倉匠様宅前	Α	大内山駅前	D	いきい	ハきプラザ	23	米ヶ谷コミュニテイセンター		Α	大内山駅前								
2	山丸様前	9	車瀬橋付近	14 出馬オートサービス様横		14 出馬オートサービス様横		出馬オートサービス様横		出馬オートサービス様横		小倉満夫様宅前		В	大野医院様前		Ú		
3	岡ヶ野下入口	10	中川俊雄様宅前	15 大津町営住宅前		大津町営住宅前		大津町営住宅前		大津町営住宅前		大津町営住宅前		25 米倉秋美様宅前		С	東歯科医院様前		前
4	新不動野橋入口	11	喜畑耕太郎様宅前	16 絵夢様前		26	26 井上とみ様宅前		Α	大内山駅前									

中野コミュニティーセンター前

		_						_	
В	大野医院樣前	В	大野医院樣前	Α	大内山駅前	22	米ヶ谷町営住宅前	D	いきいき
1	小倉匠様宅前	Α	大内山駅前	D	いきいきプラザ	23	米ヶ谷コミュニテイセンター	Α	大内山
2	山丸様前	9	車瀬橋付近	14	出馬オートサービス様横	24	小倉満夫様宅前	В	大野医
3	岡ヶ野下入口	10	中川俊雄様宅前	15	大津町営住宅前	25	米倉秋美様宅前	С	東歯科医
4	新不動野橋入口	11	喜畑耕太郎様宅前	16	絵夢様前	26	井上とみ様宅前	Α	大内山
5	大西満穂様宅前	12	第一牧場入口	17	米倉藤也樣宅前	27	樋口裕也樣宅前		
6	向駒踏切前	D	いきいきプラザ	18	上梅上入口	28	井上雄子樣宅前広場		
7	藤原長平様宅前	13	保育園前	19	橋本輝正様宅前	29	小川口入口		

20

東歯科医院様前

東歯科医院様前

С

移送バス停留所一覧									
NO	停	留	所						
1	伊	良	野						
2	梅		本						
3	下		里						
4	岡	ケ	野						
5	不	動	野						
6	コンヘ	ンション駐	車場						

30

梅ヶ谷駅前広場

第2章 公共交通体系についての分析

【 .大紀町で行っている交通施策についての実態調査 】

当町において実施している交通施策について、利用状況実態調査及び日常の交通手段と既存交通施策に関するアンケート調査を実施し、それらを分析した結果に基づき新たな交通体系の構築を進めるための資料の一部としました。

(1)利用状況調査

・七保地区自主運行バス、大宮地区外出支援助成事業(タクシー利用券助成) 紀勢地区 C、大内山巡回福祉バス、大内山地区透析患者移送バス、それぞれの乗降調査による利用実績を集計し分析を行った。

(2)交通体系に関するアンケート調査

・大紀町の全4,318世帯のうち984世帯に対しアンケート調査を実施。 最寄の駅やバス停までの移動方法や地区外への移動方法、コミュニティバスの必要性など を地区別、年齢別に集計し分析を行った。

(3) 既存体系バスの利用者を対象とした利用実態調査及び、利用意向調査

・七保地区自主運行バス、紀勢地区 C バス、大内山巡回福祉バスに乗車している方に直接調査票を配付。バス利用の目的や利用回数、利便性などを地区別、年齢別に集計し分析を行った。

また、七保地区高校通学者のバスの利用意向等に関する調査を行い、把握分析を行った。

【 .公共交通についての課題 】

当地域は、基本的に自家用自動車が無ければ生活が困難な地域であり、町民のほとんどの方は日常移動には自家用自動車を用いている状況となっています。

地域によっては、最寄の駅等まで相当な距離があるため高齢者などは自力(徒歩)で、幹線バスや鉄道などを利用する事が困難であり、さらに日常品の購入や医療機関への通院も徒歩で行ける距離にない状況にもあります。

自家用自動車を用いることができない高齢者や町外への通学が不可欠な高校通学生など、地域内の公共交通手段への需要は決してなくなるものではなく、むしろ過疎化・高齢化・核家族化が進行する当町においては、公共的移動手段確保の必要性が高まっていることから、公平かつ効率的で利便性の高い新たな交通体系の構築を目指す必要があります。

【 .住民アンケート調査等の実施状況 】

実施項目	内容等
七保地区自主運行バス 利用状況調査	23 日分の乗降実績データにより集計・分析
紀勢 C バス 利用状況調査	平成 18 年度 1 年間の乗車実績データにより集計・分析
紀勢 C バス運行による 医療機関受診者数調査	C バス運行前 1 5 ヶ月間と運行後 3 3 ヶ月間の旧紀勢町老人保健(国保分)加入者通院分の医療機関別受診者数及び受診日数の集計
既存大内山巡回福祉バス 利用状況調査	平成18年度1年間の利用者数実績データにより集計・分析
大宮地区外出支援事業 利用状況調査	平成18年度のタクシー利用助成券使用実績データにより 集計・分析
大紀町交通体系アンケート	日常の交通手段と既存交通施策に関する調査 平成18年11月24日~12月8日にて実施 各地域別に無作為抽出した984世帯に配布 874世帯 2,092人が回答 回収率88.8%
七保地区自主運行バス利用者実態調査	利用者の利用状況等に関する調査 平成19年4月23日~5月8日にて実施 利用者 39名に配布 19名が回答 回収率48.7%
紀勢 C バス 利用者実態調査	利用者の利用状況等に関する調査 平成19年5月7日~5月11日にて実施 利用者 77名に配布 63名が回答 回収率81.8%
大内山巡回福祉バス 利用者実態調査	利用者の利用状況等に関する調査 平成19年4月20日~4月27日にて実施 利用者 35名に配布 20名が回答 回収率57.1%
七保地区高校通学者 現状・利用意向等調査	七保地区高校在学者の日常の通学手段やバスの利用 意向等に関する調査 平成19年10月16日~10月26日にて実施 72名に配布 52名が回答 回収率72.2%

第3章 新交通体系構築に関する考え方

【 .新たな交通体系構築の基本的なスタンス 】

旧3町村の不均衡を是正すると共に財政的な改善を同時に図り、公平性・効率性と客観性の高い運用・選択を図るため、地域公共交通体系の基本的な道筋について協議、検討を加え、本町に照らした共通スタンスの確立を図ります。

体系構築の要点

1 どんな運行形態(目的)が適切か

論点 道路運送法上のどの輸送形態をとるのか

公共交通機関の位置づけ、意義、範囲について

費用対効果は適正か、身の丈にあった運行形態であるか

安全・安心の観点から

交通空白輸送・・・地域の交通空白地において町自らの車両を用いて地域住民の移動手 段として運行する有償バス。

市町村福祉輸送・・・身体障害者等の福祉的理由により、移動困難者の外出を支援する ために町自らが運行する有償バス。

市町村自主運行バス(路線定期運行)・・・市町村が運営主体となって運行するバス(廃止代替バス、コミュニティバス)

デマンド輸送(区域運行)・・・路線などを定めず予約等に基いて目的地に運行するバス、乗合タクシー

その他・・・公共交通機関との共生、助け合いによって共助運行するバス形態

2 利用対象者を誰に設定するのか

論点 特定の施設(病院等)への妥当性について

町内事業所、店舗等への影響について

自ら交通手段を持たない者、福祉施策等の観点から

誰もが利用できるバス

福祉的な基準等を設け、特定の対象者等が利用できるバス形態

3 運行負担形態(運賃)をどうするか

論点 税金ですべてを賄うことの妥当性

公平性の観点から(運賃負担内容は適正か)

受益者負担の必要性について

町民意識の醸成について(無料バスはあって当たり前?・・・)

無償運行

有償運行

調整・検討

目指す姿

- 1 あまねく全ての地域に同様のサービスを提供していくという視点は、確かに公平性・平等性等の観点から必要とも考えられるが、財政事情が厳しくなっていく中で、物理的な運用面や費用対効果等の観点から必ずしも効率的であるとはいえなく、継続的かつ安定的な運行が困難となる可能性があることを認識する。
- 2 まずは、既存の公共交通機関を有効活用し、共生を図ることで、公平性等を担保し、 地域の真のニーズ等に応じた「地域公共交通」への見直し・改善を図ることが可能か どうかを関係機関も含めて検討する。
- 3 既存の公共交通機関の利活用が不可能又は困難な場合は、地形特性や走行環境等といった地域の特徴、利用者のニーズやその需要量、事業採算性や費用負担などを踏まえ、新たな地域公共交通運行の導入を図る。
- 4 全ての地域・町民への画一的な運行サービスを提供することが不可能であることから、それを補う代替施策を導入し、ソフト面からの支援体制も含め総合的な地域公共 交通体系を創出する。

合意·答申

大紀町交通体系計画書

策 定

大紀町地域公共交通総合連携計画

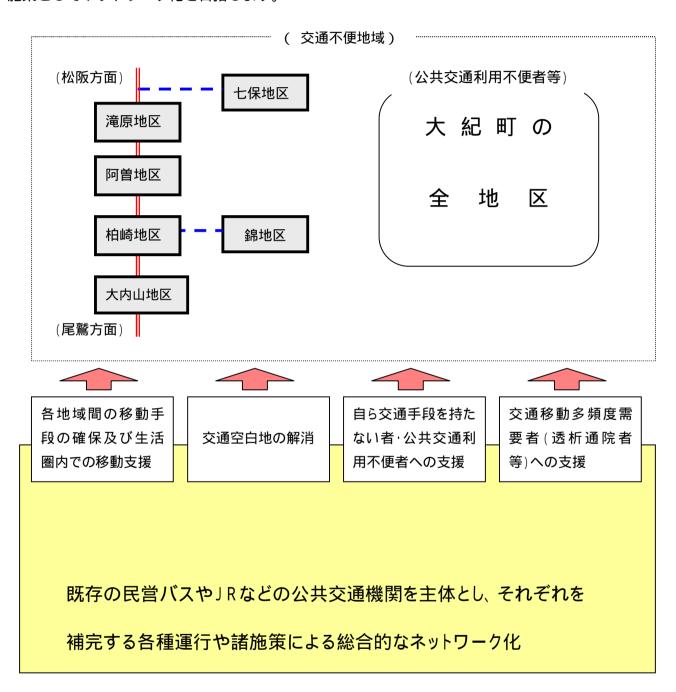
今後の方向性

みんなで「創り」「守り」「育てる」地域公共交通

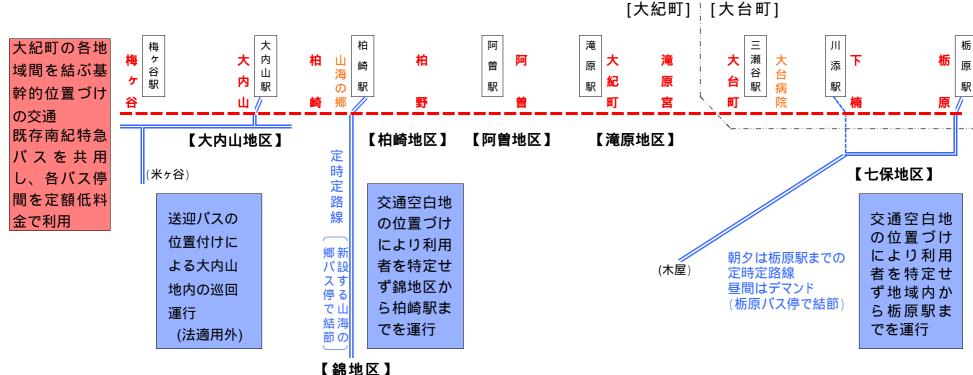
町民の皆様が利用しやすい地域公共交通をみんなで「創り」 皆様の利用や協賛金などで支援することにより、みんなで「守り」 より利用しやすく、継続して運行できるよう、みんなで「育てる」

【 .新たな交通体系の全体像 】

各地域において公平で利便的かつ効率的な移動手段が得られる事を目標に、大紀町内の各地域の状況や個々の情況に応じ、それぞれの交通の不便な状態の改善・解消・補完を基本とした関連施策としてネットワーク化を目指します。



大紀町の新たな交通体系図



大紀町内全域での拡充施策

大台病院人工透析通院者等の送迎サービスの実施(祝祭日を含む月曜日~土曜日までの週6日の運行)

透析通院者で上記送迎サービスを受けずに、大紀町内から自家用車や有償福祉運送等を利用して通院されている方への通院費補助の実施 大紀町内の自宅から最寄の公共交通機関の駅等までの移動手段確保を目的として、タクシー券助成制度の拡充

第4章 大紀町地域公共交通総合連携計画

【 .地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進

に関する基本的な方針 】

地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を一体的かつ効率的に公平・公正をもって推し進め、もって、地域のニーズに応じた個性豊かで協働理念に満ちた地域交通社会の実現を図るため、総合的で計画的な公共交通体系を創出する基本的な指針を定めるものです。

また、本計画は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に定める、又、大紀町地域公共 交通協議会の総意に基づいて策定された地域公共交通総合連携計画であり、国からの財政的支援 を受ける具体的な事業実施の基本計画として位置づけられるものでもあります。

【 . 地域公共交通総合連携計画の区域 】

大紀町地域公共交通総合連携計画の区域は、大紀町全域(七保地区、滝原地区、阿曽地区、柏崎地区、錦地区、大内山地区)とします。

【 . 地域公共交通総合連携計画の目標 】

これまでの本町における公共交通政策は、合併後の公共交通体系網の継続を基本に進めてきたところであり、第3章で示した新交通体系構築に関する考え方に則り、そこからの脱却を目指すものであります。

よって、町民への公平性・利便性の向上を図り、町民生活の満足度を高めるべく公共交通機能をより効果的、効率的に充実させ、積極的な公共交通政策の展開を図るため、下記の4つの項目を目標に掲げ、本町において最も地域に即した新しい地域公共交通体系の構築を図ることを目標とするものです。

既存公共交通の利活用

国道42号を運行している南紀特急バスについて、大紀町民の生活圏内として設定された 区間に対して一律定額で利用できる運賃体系を構築する事により、町民にとって利便性の高 いサービスを提供し、広域幹線バスの利用促進を図る。

数值目標

- · 1日平均40人
- 年間利用者数40人×360日=14,400人

交通空白地の解消

七保地区については、定時定路線で朝1便と夕方2便を運行し、デマンド運行で昼4便の計7便の運行を実施する。

錦地区については、定時定路線で7便の運行を実施する。

七保地区、錦地区のいずれも、運行ルート、運賃、ダイヤについては、アンケート調査結果等に基づいた運行計画となっていますが、実証運行を行う中で必要に応じて**PDCA** 1 サイクルにより見直し検討を図る。

目標

- · 七保地区1日平均利用者数35人
- 七保地区年間利用者数35人×260日=9,100人
- · 錦地区1日平均利用者80人
- 錦地区年間利用者数80人×260日=20,800人

自ら交通手段を持たない者・公共交通利用不便者への支援

高齢者を対象に実施されている健康福祉事業への参加者送迎バスを有効活用するため、駅 や病院等を中継するなどの運行経路を構築することにより、事業参加の送迎目的だけに留ま らない効率的な運行を実施し公共交通利用不便者等への支援を図る。

また、駅・バス停等まで遠方等の理由により自力移動が困難と思われる70歳以上の町民、 障害者を対象に、タクシー利用助成を行う。タクシー利用助成により、駅やバス停までの移 動を容易なものとし、公共交通機関を利用しやすい環境を整備することにより、遠方の専門 医院などへの通院はもとより生活範囲の拡大を推進すると共に、公共交通機関の利用促進を 図る。

目標

- ・ タクシー助成券利用率60%以上
- JRや南紀特急バスの利用率向上

交通移動多頻度需要者(透析患者等)への支援

人口透析の通院治療者等、週に3回などの遠距離通院が必要となる町民に対し、医療機関の状況等から既存公共交通機関での通院の困難さと多額の費用を要することについて支援を行う。

目標

- ・ 大紀町全域において遠距離通院者の支援を実施
- ・ 精神的、物理的な苦痛の緩和
- 1...PDCAサイクルとは、Plan(計画)Do(実行)Check(評価・分析)Action(改善)を繰り返し行うことで、 実施する事業等の必要性・手法・内容・目的等を再確認し、目的の達成度をより高めていく手法です。

【 .目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項 】

南紀特急バスの共用による地域間移動手段の確保

1. 実施目的

国道42号の大内山地区梅ヶ谷バス停から栃原バス停(七保地区利用バス停)までの区間、三重交通㈱が運行している南紀特急バス等を大紀町の各地区を連結する移動バスと位置づけ、大紀町民が低廉な運賃で共用することにより、長距離移動が必要とされる通院等の日常的用務において、効率的かつ利便性高く、各地域間の格差ない移動手段の確保と広域幹線バスの利用促進を図るものとする。

また、低廉な運賃形態に伴いエコ通勤やノーマイカーデー等が実施し易くなると予想されることから、環境にやさしい**モビリティマネジメント 2**を推進し環境保全に対する意識向上を目指す。

2.利用の形態

大紀町大内山地区内の「梅ヶ谷バス停」から大台町栃原地区内の「栃原バス停」までの区間において、大紀町民であることの証明書等の提示を行うことにより100円の一律定額運賃(町が400円を負担)で利用が可能とする。また、同区域内から松阪及び尾鷲方面等の区域外への利用(区域外から区域内への利用も同様)においても、大紀町民の証明書等の提示を行うことにより正規のバス利用運賃から400円を減額した運賃(町が400円を負担)で利用を行うことができる。

3.バス停の新設

南紀特急バスを共用するにあたり、現状の移動状況から町民の利便の確保を行うため、 大台病院前に南紀特急バス停留所を設置し、また、紀勢地区内での南紀特急バスへの乗り 継ぎの拠点として、山海の郷への乗り入れによるバス停の設置を行うものとする。

4.地域運行バス等との結節

国道42号から離れた交通空白地である七保地区及び錦地区で運行されるバス等について、七保地区においては「栃原バス停」で、錦地区においては新設される「山海の郷バス停」で結節を行ない、乗り継ぎ等の利便を図るものとする。

5. その他

上記の運賃を適用するにあたり、南紀特急バスを利用する際に大紀町民であることが特定できることが条件となるが、バスの運行において安全が確保でき、また利用者が煩雑とならない手法に配慮する。

6. 事業実施主体 : 大紀町、 三重交通株式会社

7.計画期間

平成20年度から平成24年度まで(平成21年度から平成23年度までの3年間、地域公共交通活性化・再生総合事業による公共交通利用促進事業として実施する。)

2…モビリティ(移動)マネジメント(経営・目標)とは、一人一人の移動や地域の交通流動を、社会にも個人にも望ましい方向へ改善していくために行う取り組みのことをいいます。

三 重 交 通 共 用 に 係 る 運 賃 体 系



区域外から乗車し区域内で下車した場合も、上記乗車形態による料金案に準じる。

減額後の運賃が200円を下回る場合は200円(最低割引運賃)、利用区間の正規運賃が200円を下回る場合は正規運賃とする。

(単位:円)

乗車場所		大 紀 町	民のバ	ス 利 用	運 賃 例		三重交通正規バス運賃						摘要	
行き先	栃 原	下楠	大紀町	阿曽	柏 崎	大内山	栃 原	下楠	大紀町	阿曽	柏 崎	大内山	1向 女	
松 阪 駅	350	470	770	800	900	1,000	750	870	1,170	1,200	1,300	1,400		
松阪中央病院	460	580	800	800	900	1,000	860	980	1,200	1,200	1,300	1,400	* 印は	
津駅·三重大病院			900	900	900	1,300			1,300	1,300	1,300	1,700	最低割引運賃 が適用	
紀 伊 長 島	950	900	560	470	260	200 *	1,350	1,300	960	870	660	540		
尾鷲総合病院	1,600	1,600	1,240	1,170	1,010	840	2,000	2,000	1,640	1,570	1,410	1,240		

七保地区における運行事業

1. 実施目的

七保地域内から三重交通「栃原バス停」を経由したJR「栃原駅」までの間を基本としたバス等の運行を行うことにより、交通空白地を解消し、幹線バスやJRへスムーズに乗り継ぎができるダイヤで運行を行う。

2. 運行日

運行は土・日曜・祭日を除く平日のみとする。

3. 運行の形態

朝1行程、夕2行程(・・・の運行)については、高校通学者の利用を想定して、マイクロバスサイズ以上の車両を用いて、定時定路線、一部区域運行を行う。

昼の4行程(~ の運行)については、定員10人以下の車両を用いた**ドア to ドア 3** のデマンド 4による区域運行を行うことにより高齢者などの地域内通院等の需要に対応する。

4. 運行の経路・区域

- ・定時定路線・一部区域運行・ ・ ・木屋から黒坂を経由した「JR 栃原駅間」の運行とし、内、藤 ~ 木屋の間及び神原地区については区域運行とする。
- ・区域運行・ ・ ・木屋~黒坂までの七保地内及び町外を含む打見~「JR 川添駅」と黒坂又は野添~「栃原バス停」「JR 栃原駅」までの区域とする。

5.バス停

バス停については、既存の委託バス停留所を基本とするが、利用者の利便性において弾力的な対応を行う。尚、安全な場所での要望による下車なども可能とする。

6.区域運行の利用

区域運行の利用にあたって、利用者登録などは必要としないが、利用に当たって一定時間(1~2時間程度を目処)前までに利用申込みを行うものとする。

7.利用運賃

(1) 定時定路線一部区域運行運賃

普通運賃 一律定額運賃 100円

定期運賃 学生及び65歳以上・障害者 1,500円/月

上記以外 3,000円/月

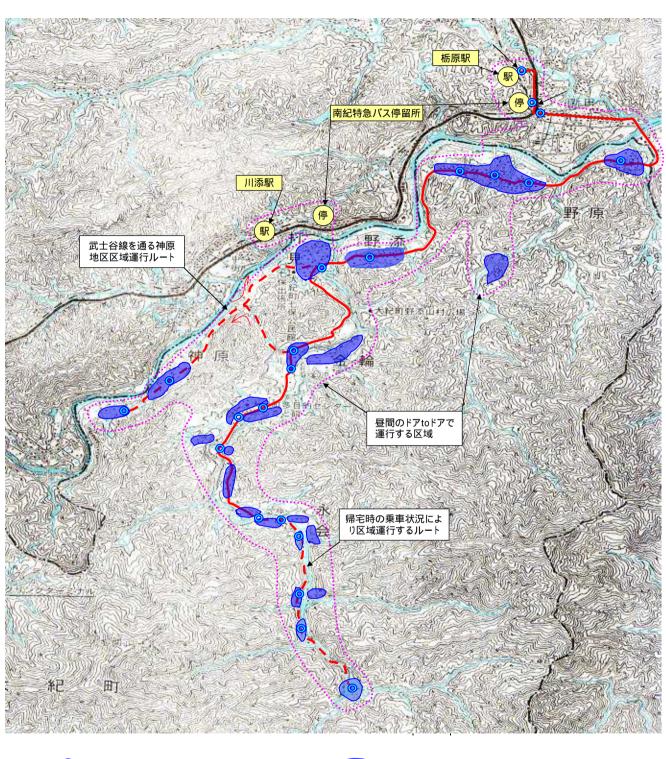
(2)デマンド運行運賃 一律定額運賃 200円

小学生未満は無料とする。

- 8.事業実施主体: 大紀町、 交通事業者
- 9.計画期間

平成20年度から平成24年度まで(平成21年度から平成23年度までの3年間、地域公共交通活性化・再生総合事業による実証運行を実施する。)

- 3...ドア to ドアとは、利用される方の戸口から目的地まで運行することを意味します。
- 4...デマンド運行とは、利用者される方から予約があった場合にのみ運行するシステムを意味します。



○ は、バス停設置予定箇所

は、集落所在箇所

													Ш	添			 栃	原	
=++-1	木		1	<u> </u>	_ j	T 野	野 野	黒	茶	栃	下村	楠バス			添駅	茶屋	バス停		5原駅
時刻	屋	藤	9	e 1 	東 東					原駅	上り結節	i i	下り 結節	上り 結節	下り 結節	上り 結節	下り 結節	上り 結節	下り 結節
- 6:00 -					_					<u> </u>							111111111111111111111111111111111111111		5:58
— 6:15 —														6:05	6:05			6:14	
— 6:30 —	•	_					===	+ 🗢 🗆 /	a \=∠−										
— 6:45 —						_	正時	持定路約	泉連 行										
- 7:00 -	-						*******				7:03			7:03		乗 7:09			
— 7:15 —			線運行 設ける		Fによる:	乗車も同	, l			_						7.09	乗 7:22	乗 7:10	乗 7:23
— 7:30 —	一下車	は希望	望場所	沂で可		デマント	-				7:31		7:30		7:30	7:36			A 7.20
— 7:45 —	A=131				171000	7 (7)	Æ13										7:55		
— 8:00 —	-										8:13		8:01 —				7:55		
— 8:15 —	*										0.13					8:19			
- 8:30 - - 8:45 -									_							乗 8:43			
- 6.45 - - 9:00 -	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	··•·	••••	···.										8:48				乗 8:55	
- 9:00 - - 9:15 -	- (2 時,	43分	本屋名	半の路線	・・・・・ 泉バスか	·····													
9:13 — 9:30 —	廃止	:されi	た場合	うの運行	まハスガ う時間帯	∮	Ţ	•	•••••		9:31								
— 9:45 —		_														9:36			
— 10:00 —		\perp								\perp		$\sqcup \!\!\!\! \perp$			10:01				9:54
— 10:15 —		\perp								_									
— 10:30 —		+				_				-+							10:35 降		
— 10:45 —		+				- ,		_		-			10:41				10.30 74		
— 11:00 —		+			_														
— 11:15 —	-	1												11:12				11:19	11:19
— 11:30 —															11:25				
— 11:45 —			\neg	_															
— 12:00 —							_	—	—					12:12					
— 12:15 —														12.12				乗 12:18 🖟	¥
- 12:30 -						-				_	12:31		14:41 <i>12:40</i>			乗 12:36 降	乗 12:34 降 乗 12:35 降		
— 12:45 — — 13:00 —								_	_				12.40				JK 12.00 F4		
— 13:00 — — 13:15 —		-	_																
- 13:13 - - 13:30 -											13:23					13:29			
— 13:45 —															13:40	15.25			13:33
- 14:00 -																			
— 14:15 —		\perp					_			_				14:10				14:17	
— 14:30 —		\perp					_ •			- • _	14:31							14.17	
— 14:45 —		\perp					_ 現行 - バラ	テ七保	自主運 行時間	行_						14:36			
 15:00		+					_ '\'	、いほ	: 기 바퀴티	_						$\parallel + \parallel + \parallel$	15:05		++-+
— 15:15 —		+								+			15:11						
— 15:30 —		+								+									
— 15:45 —		+													, = ==				15:46
— 16:00 —		+								$\overline{}$					15:53	11			++-+
— 16:15 —	•									\dashv									
— 16:30 —											16:41								
— 16:45 —		1									10.41		16:55	47.04	47.04	16:46 月	70.43 рд		16:54 陷
- 17:00 -													17:11	17:01	17:01		17:05 降	17:07 ß	
— 17:15 — — 17:30 —							_	_]
— 17:30 — — 17:45 —		_						定時	定路線運	行	17:38					17:44			
- 17.45 - - 18:00 -														17:55	17:55	17.44		18:01	17:48
— 18:00 — — 18:15 —																		10.01	
— 18:30 —										\perp									
— 18:45 —	*																		
— 19:00 —											<u> </u>	$\sqcup \sqcup$				\square	19:05 降		+
— 19:15 —								定時	定路線道	[行			19:11	19:18					
— 19:30 —		\perp							_	_			19:25	19.10	19:33		19:19 降	19:28 B	19:26 陷
— 19:45 —		-			_	-	_	7		+	19:41					19:46			
— 20:00 —	-	-	_							$\overline{}$	 -	+++				$\parallel + \parallel + \parallel$		$H \rightarrow H$	++-+
— 20:15 —		+								-				20:33	20:47			20:40	20:40
											(斜字に	L 05 65		_5.50	20:47 22:11		14	_0.40	20:40 22:05

紀勢地区における運行事業

1. 実施目的

錦地域内から柏崎地内を巡回し、新設予定の「山海の郷バス停」を経由したJR「伊勢柏崎駅」までの間を基本としたバス等の運行を行い、交通空白地を解消し、幹線バスやJRへスムーズに乗り継ぎができるダイヤで運行を行う。

2. 運行日

運行は土・日曜・祭日を除く平日のみとする。

3. 運行の形態

マイクロバスサイズの車両を用いて、1日当り7行程の定時定路線運行を行う。

4. 運行の経路・区域

錦地内から錦峠を経て柏崎地区を巡回の後、新設される「山海の郷バス停」を経由した「JR 伊勢柏崎駅」までの運行とする。ただし、朝の1便のみ柏崎地区の巡回は行なわずに国道42号を経由した「JR 伊勢柏崎駅」までの直行便とする。

5 . バス停

バス停については、既存の委託バス停留所を基本とするが、利用者の利便性において弾力的な対応を行う。尚、安全な場所での要望による下車なども可能とする。

6.利用運賃

定時定路線一部区域運行運賃

普通運賃 一律定額運賃 100円

定期運賃 学生及び65歳以上・障害者 1,500円/月

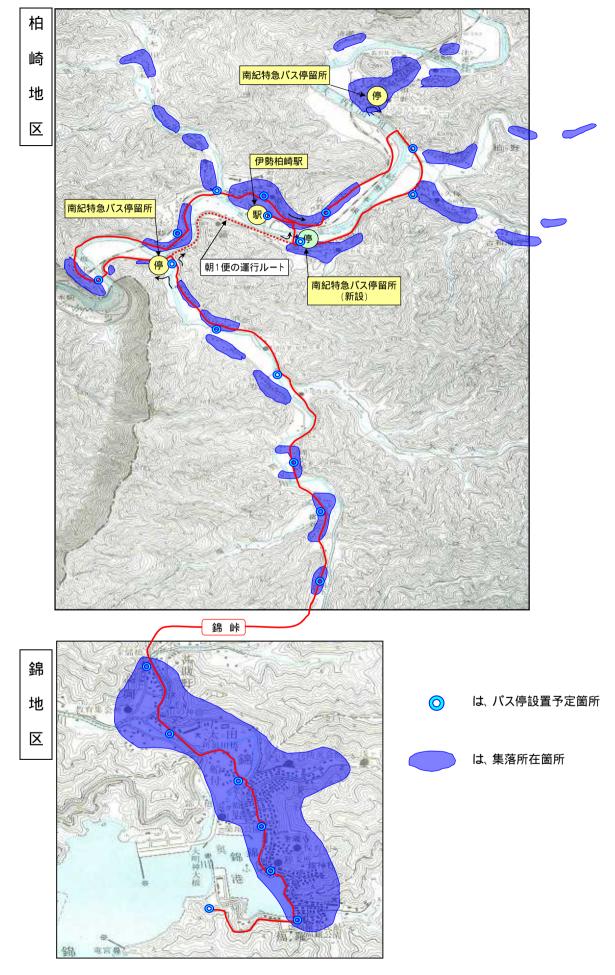
上記以外 3,000円/月

小学生未満は無料とする。

7.事業実施主体: 大紀町、 交通事業者

8.計画期間

平成20年度から平成24年度まで(平成21年度から平成23年度までの3年間、地域公共交通活性化・再生総合事業による実証運行を実施する。)



			南紀特急バス	J R
	福宮地。出地		柏崎バス停	伊勢柏崎駅
時刻	羅 西 張 張 原 原	卯 山 柏 (大) 日	上り 下り 結節 結節	上り 下り 結節 結節
6:00	***************************************			
— 6:15 —				
— 6:30 —	柏崎駅まで	の直行		乗 6:36 乗 6:35
— 6:45 —				
— 7:00 —			乗 7:02	
— 7:15 —		◆		
— 7:30 —				
— 7:45 —	***************************************			
— 8:00 —			8:08	8:04
— 8:15 —				8:24
— 8:30 —			8:30	0.24
— 8:45 —				
— 9:00 —	以下 坂津、三座方面経由便		乗 9:02	
— 9:15 —				
— 9:30 —				
— 9:45 —				
— 10:00 —				
— 10:15 —	17			10:28
— 10:30 —			10:38	10.28
— 10:45 —	A construction of the cons			10:47
— 11:00 —			11:10 B	4
— 11:15 —				1
— 11:30 —				
— 11:45 —				
— 12:00 —			12:02	
— 12:15 —				
— 12:30 —				
— 12:45 —				
— 13:00 —			13:10	
— 13:15 —				
— 13:30 —				五 42.42 収
— 13:45 —			乗 13:55 降	乗 13:43 降
— 14:00 —			乗 14:02 降	乗 14:08
— 14:15 —				
— 14:30 —			14:38	
— 14:45 —				
- 15:00 -				
— 15:15 —	Laurence Committee Committ			
— 15:30 —		- 	15:40	
— 15:45 —				
— 16:00 —		- 	16:12	
— 16:15 —		- 	16:12	16:18
– 16:30 <i>—</i>			16:35	16:32
– 16:45 <i>—</i>				
– 17:00 –				
– 17:15 <i>–</i>				¥ 47 07
– 17:30 <i>—</i>				乗 17:27 降 乗 17:27
– 17:45 <i>–</i>			乗 17:40 降	
– 18:00 –				
– 18:15 <i>—</i>		- 		18:19
– 18:30 <i>—</i>		- 	18:35	18:37
— 18:45 —				
– 19:00 –			19:12 19:40	19:57

タクシー利用券の交付事業

1. 実施目的

駅・バス停等まで遠方等の理由により自力で移動ができない方及び乗合等による移動が 困難な方の移動手段確保を目的とする。末端(自宅)から基幹(駅・バス停)までの連絡 手段として位置づける。

2. 支援対象者

70歳以上の町民、障害者等(施設入所者及び自動車税減免者は除く)で必要とする方。

3. 交付の内容

年間あたり、500円のタクシー利用助成券×24枚を本人の申請に基づき交付。

4. その他

利用対象のタクシー(協力事業所)は町内の2事業所を基本とする。ただし、利便性の 向上等の理由で町民からの要望等がなされた場合においては、協力事業所の拡張等につい て考慮する。

5. 事業実施主体 : 大紀町、 交通事業者

6.計画期間

平成20年度から平成24年度まで(平成21年度から実施。各年度の利用状況を分析し、見直しを行う予定。)

大内山地区における運行体系

1. 実施目的

既存の大内山巡回福祉バスは、誰もが利用できるとして運行されているものの、利用の 実態としては高齢者のみの利用となっており、中でもいきいきプラザで実施している各種 健康事業への参加利用が7割近くを占めていることから、当該事業の「送迎バス」の位置 づけにより運行を継続するものとする。尚、この送迎運行の範囲で従来どおり高齢者の大 内山駅周辺での日常的な用事等の利用者にも高齢者福祉の観点から利用が可能とする。

2. 運行全般

いきいきプラザでの行事開催日の運行を基本とする。

3. 運行形態

既存運行と同様にマイクロバスサイズの車両を用いて、行事の開始・終了の時刻を基本に地域内の送迎巡回運行を行う。

4. 運行の経路・バス停

既存の運行経路及びバス停を基本とする。

5. 利用運賃

運送法に準じる運行を行わない事から、運賃等の収受は不可であり、現行どおり無料と する。

6. その他

運行の主目的は、高齢者の健康行事等への送迎であり、公共的交通機関の扱いは行わないことから道路運送法に定める運行許可等の手続きは行わないものとする。

7. 事業実施主体 : 大紀町社会福祉協議会

8.計画期間

平成20年度から平成24年度まで(平成21年度から実施。各種健康福祉事業の開催日にあわせ柔軟に見直しを行う予定。)

人工透析通院者等に対しての支援事業

1. 実施目的

人工透析の通院治療者等、多頻度遠距離の通院が必要となる町民に対し、医療機関の状況等から既存公共交通機関での通院の困難さと多額の費用を要することについて支援を行うものとする。

2. 支援対象者

大紀町民で、人工透析治療等を行うために週3日以上の継続した通院治療が必要とされ、この治療のために大紀町内から病院等へ通院を行う方。

3. 支援の内容

・大台病院での透析治療者等のうち、町内全域を対象に希望者に対する送迎サービスの実施。

運行 … 祝日も含め、月~土曜日までの透析治療の実施コースに合わせた週6日の運行

運賃 ... 1回の利用(片道)で100円の運賃とする。(月額2,600円程度)

形態 ... 登録制とし、基本的に利用者宅または近辺での乗降とする。

車両 ... 10人以下の車両を用いた運行とする。

・透析通院等のための自力通院(家族送迎・有償福祉を含む)に対する通院費補助の実施。 月額通院実費額等から一定額を控除した上で補助金を交付。

4. その他

本支援事業は、効率性等の面から、既存の紀勢地区 C バス運行の切替がなされた後を 予定。このことから、実施に至るまでの段階的な支援措置については、公平性・緊急性等 の面から暫定的に実施するものとする。

5. 事業実施主体 : 大紀町、 交通事業者

6.計画期間

平成20年度から平成24年度まで(平成20年度から実施。各年度の利用状況を分析し、見直しを行う予定。)

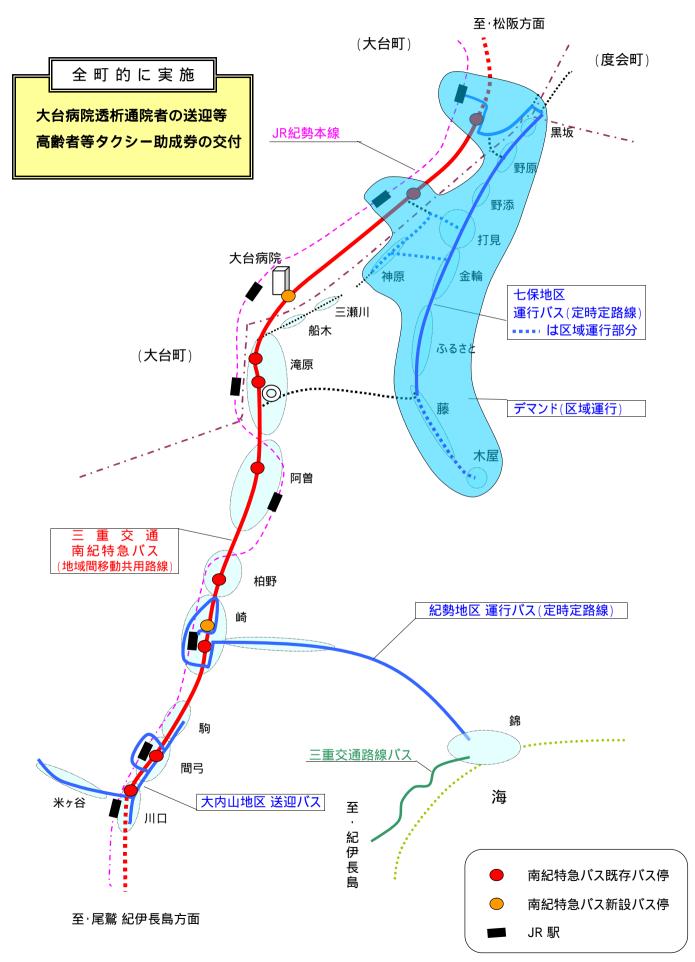
【 . 地域公共交通総合連携計画の計画期間 】

大紀町地域公共交通総合連携計画の期間は、「大紀町総合計画・基本計画」に定める8つのまちづくりの将来像を実現するための1つの手段としての位置づけ、又、「大紀町行財政改革大綱実施計画」に掲げられた改革事案の1施策としての位置づけから、本計画の計画期間についても、両上位計画が平成20年度から平成24年度の5年間となっていることから、同期間の平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

大紀町地域公共交通総合連携計画を進めるにあたり、必要に応じて計画期間の見直し を行うことができるものとします。

【 . 大紀町新交通体系概要図 】

大 紀 町 新 交 通 体 系 概 要 図



【 参考資料 】

大紀町地域公共交通協議会に関連する協議・検討の経過

事項	実施日	協議概要等
役場内交通施策実施関係部 署での協議·検討	平成18年6月 ~10月	· 合併協定書に基づき、合併後の大紀町で実施して いる各種交通施策に関する調査・検討。 (企画振興課・健康福祉課・教育委員会・行革室)
第1回 大紀町地域公共交通協議会	平成18年11月15日	・委員長の互選及び細則等の協議決定。・大紀町の既存交通体系施策等の概要報告。
第2回 大紀町地域公共交通協議会	平成19年1月24日	・既存交通体系施策等の利用状況等説明。 ・交通体系に関する町民アンケートの結果報告。
第3回 大紀町地域公共交通協議会	平成19年3月26日	・道路運送法改正に関する概要説明。 ・コミュニティバス等の運行事例紹介。 ・たたき台として新たな運行体系案を策定、提示する旨の委任。
	たな交通体系案を模	交通協議会委員の内の町内委員のみで、地域間 莫索するための意見交換会を発足。 として県交通政策室が参加)
第1回 地域公共交通意見交換会	平成19年5月18日	・提示要望に応じ、たたき台として南紀特急バスの 共用を基本とした交通体系案が提議される。 ・現Cバス体系を全地区に拡充した場合の経費試算 の要望。
第2回 地域公共交通意見交換会	平成19年7月26日	・既存バス利用者アンケートの結果説明。 ・要望のあったCバス拡充案と南紀特急バス基本案 の経費試算概要を説明。
第3回 地域公共交通意見交換会	平成19年9月14日	・Cバス拡充案と南紀特急バス基本案を踏まえた、協議の実施。 ・運行の目的・利用の対象者及び運行の必要性等の検討から南紀特急バス基本案の賛同が多数となるが方向性の決定には至らなかった。
第4回 地域公共交通意見交換会	平成19年10月11日	・意見交換会として提案する交通体系は、南紀特急 バスを基本とした交通体系とすることで方向性の確 認がなされた。 ・関連する交通施策として、新たなタクシー券助成 事業と透析者支援事業について協議調整の上、 実施案が策定された。
合意確認された体系案に基づ 体系案について個別に協議を		地区、大内山地区の各地区委員との新たな運行 運行体系案を策定。
第5回 地域公共交通意見交換会	平成20年1月29日	・協議策定された新交通体系全体案の確認・協議を 行い、同案を意見交換会で同意された案として地 域公共交通協議会へ提案することについての確 認・了承がなされた。
第4回 大紀町地域公共交通協議会	平成20年3月27日	・大紀町交通体系計画の説明。 ・大紀町交通体系計画の合意がなされた。
大紀町交通体系計画の答申	平成20年4月11日	